

令和 8 年度障害者芸術文化活動スタートアップ支援事業補助金交付要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、第 22 回兵庫県障害者芸術・文化祭実行委員会（以下「委員会」という。）が、障害者の芸術文化活動を通じた社会参加の促進及び新たな障害者アーティストの発掘を図るため、県内の障害福祉サービス事業所等が新たに芸術文化活動を開始する際に必要な物品購入経費に対し補助金を交付することについて必要な事項を定める。

(補助金の交付及び要件)

第 2 条 委員会は、予算の範囲内において、補助対象団体が芸術文化活動の実施に必要な物品を購入するための経費について補助金を交付する。

- 2 補助対象となる団体は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。
 - (1) 令和 8 年 4 月 1 日時点で兵庫県内に所在する障害福祉サービス事業所又は障害者当事者団体であること。
 - (2) 利用者の過半数が兵庫県内在住の障害者で構成された団体であること。
 - (3) これから新たに芸術文化活動を開始しようとする団体であること。
- 3 次の各号に該当する団体は補助対象としない。
 - (1) 地方公共団体
 - (2) 国、県又は市町の出捐により設立された団体
 - (3) 営利を目的とする団体（障害福祉サービス事業所を除く）
 - (4) 国、地方公共団体又はその他の団体から当該物品に係る助成を受け、又は受けることが決定している団体
 - (5) 兵庫県暴力団排除条例に規定する暴力団又は暴力団員等が関与する団体
 - (6) その他委員長が不適当と認める団体
- 4 補助対象期間は、交付決定日から令和 9 年 2 月 28 日までとし、この期間内に購入した物品に係る経費を補助対象とする。
- 5 既に購入済み又は事業着手済みのものについては補助対象としない。

(補助対象経費及び補助金額)

第 3 条 補助対象経費は、別表に定める芸術文化活動に使用する物品の購入経費とする。

- 2 補助金額は次の各号によるものとする。
 - (1) 芸術文化活動（美術）に使用する物品購入経費実支出額の 2 分の 1 以内とし、上限額を 10,000 円とする。

- (2) 芸術文化活動（音楽・舞台）に使用する物品購入経費実支出額の 2 分の 1 以内とし、上限額を 20,000 円とする。
- 3 補助金額は予算の範囲内で決定するものとし、申請額の全額を交付しない場合がある。
- 4 他の補助金等の交付を受けている場合は、その相当額を控除した額を補助対象とする。

（補助金の交付申請）

第 4 条 補助金の交付を受けようとする団体は、補助金交付申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて、委員長に提出しなければならない。

- (1) 申請者概要
- (2) 実施計画書
- (3) 収支予算書
- (4) 購入物品の金額及び内容が分かるもの

（補助金の交付決定）

第 5 条 委員長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査のうえ補助金の交付決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第 2 号）により交付申請をした団体（以下「補助事業者」という。）に通知するものとする。

（事業の変更又は中止）

第 6 条 補助事業者は、事業内容を変更又は中止しようとするときは、補助金交付決定内容変更・中止承認申請書（様式第 3 号）を委員長に提出しなければならない。

- 2 委員長は、前項の申請を承認したときは、補助金交付決定内容変更・中止承認通知書（様式第 4 号）により補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第 7 条 補助事業者は、補助事業完了後 30 日以内又は令和 9 年 3 月 31 日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第 5 号）に次に掲げる書類を添えて委員長に提出しなければならない。

- (1) 実施報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 領収書（写し）
- (4) 購入物品及び活動風景の写真

(補助金額の確定)

第8条 委員長は、前条の実績報告書の提出を受けた場合において、その内容が交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

2 確定した補助金額が交付決定額と同額である場合は、前項の通知を省略することができる。

(補助金の請求及び交付)

第9条 補助事業者は、補助金額確定通知を受けたときは、補助金請求書（様式第7号）を委員長に提出しなければならない。

2 委員長は、前項の請求を受けたときは、補助金を交付するものとする。

(報告及び調査)

第10条 委員長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対して報告を求め、調査を行うことができる。

(交付決定の取消し等)

第11条 委員長は、補助事業者が虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受け、又は受けようとしたときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 委員長は、前項の規定により交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、その返還を命ずることができる。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和8年10月6日から施行する。

別表（第3条関係）

項 目	物 品（例）
(1) 芸術文化活動 （美術）	画材（鉛筆、クレヨン、絵具、筆、画用紙、和紙、キャンバス、彫刻刀、パレットナイフ等）
	画用品（パレット、イーゼル、筆洗等）
	美術材料（粘土、彫刻材料、版画材料、接着剤、染料等）
(2) 芸術文化活動 （音楽・舞台）	弦楽器（ギター、ウクレレ、三味線、ハープ等）
	管楽器（リコーダー、オカリナ、フルート、トランペット等）
	打楽器（タンバリン、カスタネット、太鼓、ハンドベル等）
	鍵盤楽器・その他（ピアノ、鍵盤ハーモニカ、ハーモニカ等）
	資材（譜面台、楽譜、舞台の小道具等）

※原則、事務用品として転用できるものは補助対象外とする。

※上記以外の補助の対象可否については、別途協議のうえ決定するものとする。